

原子力災害医療の 最新動向

原子力災害医療 専門研修
中核人材技能維持研修-4

Ver.202603

1. 原子力災害医療派遣チーム活動要領の改正

原子力災害医療派遣チーム活動要領の改正

改変 原子力規制庁放射線防護企画課 令和7年(2025年)3月31日

<目的>

- ・原子力災害対策重点区域内外の医療ニーズに対する体制の強化を図ること
- ・派遣チームとDMAT等の他の保健医療関連チームが連携する環境を整備すること

<主な改正点>

1. 「可能な範囲で柔軟に対応する」活動の内容について具体化して明示

派遣チームの出動先は、被災道府県の**原子力災害拠点病院**や**原子力災害対策重点区域内の医療機関**を基本とし、他の関係する対処要員よりも**派遣チームによる対応の方がより適切と判断される場合**（例えば医療機関における避難計画の実施や避難所等での救護活動を行おうとした際に計画上の人員確保が困難と判断される場合）の**医療活動**。上記に伴い、**活動エリアも拡大する可能性がある**。

2. DMAT等の他の医療チームとの連携における具体的な役割を追記

派遣チームは、DMAT等の他の保健医療関連チームの安全確保が必要となった場合に、**被ばくに係る安全面のサポート（個人線量計の利用方法、空間線量情報の提供など）**を行う。

3. DMAT等の他の医療チームとの連携のための「本部活動」について追記

立地道府県等が設置する**災害対策本部（保健医療福祉調整本部）**に、**原子力災害医療・総合支援センター職員**が出務し、**DMAT等の他の保健医療関連チームを統括する者と連携**（被ばくに係る安全面からの助言や、原子力災害の進展状況等の情報共有）する。

令和7年3月に、原子力災害医療派遣チーム活動要領の改正が行われました。

本改正の目的は、「原子力災害対策重点区域内外の医療ニーズに対する体制の強化を図ること」、「派遣チームとDMAT等の他の保健医療関連チームが連携する環境を整備すること」となります。

主な改正点は3つあり、

1つめは、「可能な範囲で柔軟に対応する」活動の内容について具体化して明示された点となります。

派遣チームの出動先は、被災道府県の**原子力災害拠点病院**や**原子力災害対策重点区域内の医療機関**を基本とし、他の関係する対処要員よりも**派遣チームによる対応の方がより適切と判断される場合**（例えば医療機関における避難計画の実施や避難所等での救護活動を行おうとした際に計画上の人員確保が困難と判断される場合）の**医療活動**と、明示されました。

これに伴い、**活動エリアも拡大する可能性があります**。

2つめは、DMAT等の他の医療チームとの連携における具体的な役割が追記された点となります。

派遣チームは、DMAT等の他の保健医療関連チームの安全確保が必要となった場合に、**被ばくに係る安全面のサポート（個人線量計の利用方法、空間線量情報の提供など）**を行うことが追記されました。

3つめは、DMAT等の他の医療チームとの連携のための「本部活動」について追記された点となります。

立地道府県等が設置する災害対策本部（保健医療福祉調整本部）に、原子力災害医療・総合支援センター職員が出務し、DMAT 等の他の保健医療関連チームを統括する者と連携（被ばくに係る安全面からの助言や、原子力災害の進展状況等の情報共有）することが追記されました。

原子力災害医療派遣チーム活動要領の改正

令和7年(2025年)3月31日、原子力規制庁放射線防護企画課により

「原子力災害医療派遣チーム活動要領」が改正

<経緯>

従前の原子力災害医療派遣チーム活動要領（以下、「活動要領」）において、原子力災害医療派遣チーム（以下、「派遣チーム」）の出動先は、「被災道府県の原子力災害拠点病院を基本とする。」としており、「必要に応じて原子力災害時の医療ニーズに可能な範囲で柔軟に対応する。」という記載もあるが、具体的な内容や活動範囲は記載していなかった。

上記の「～医療ニーズ～」に関する原子力災害拠点病院及び立地道道府県等との意見交換会では、「原子力災害対策重点区域内外で多くの医療ニーズが発生する可能性があり、この医療ニーズに対して派遣チームが対応する」可能性があると指摘された。あわせて、「対応する派遣チーム数が足りない」、「研修内容の見直しが必要」、「DMAT等との連携が必要」等の意見が挙げられた。